

松山市再犯防止推進計画

計画期間 令和3年10月～令和7年9月

計画策定の目的

本市では、刑法犯の検挙者数は減少傾向にあるものの、刑法犯の検挙者数に占める再犯者の率は5割を超える高い状況となっています。こうしたことから、出所者等が、地域社会で孤立することなく社会復帰し、再び罪を犯すことがないように「松山市再犯防止推進計画」を策定し、国との適切な役割分担を踏まえ、県や関係機関・団体等が連携していくことで、みんなが支え合い、安全に安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

本市の再犯防止を取り巻く現状

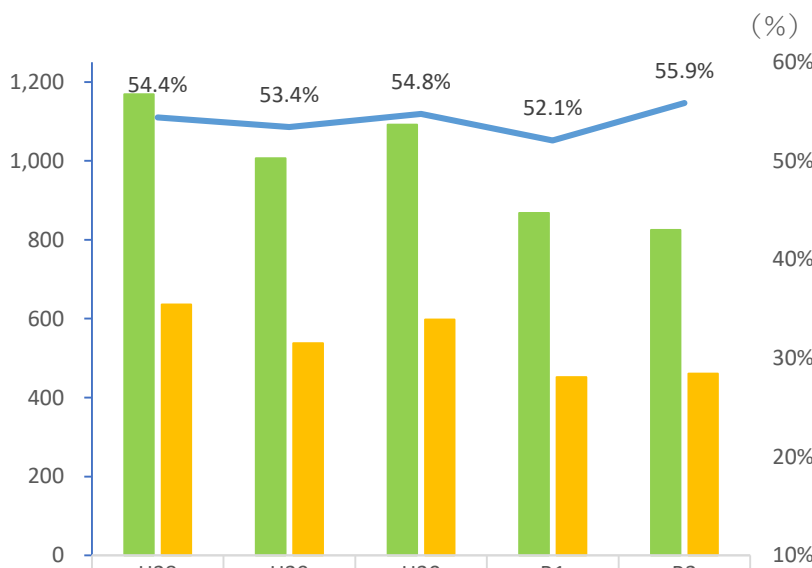
本市の再犯者罪種別内訳は、窃盗犯が約6割前後で推移し、粗暴犯と合わせると9割近くを占め、これらは再犯性が高い犯罪類型であるため、こうした状況が再犯者率を引き上げていると考えられます。

令和2年の状況

①刑法犯検挙者数 825人 再犯者数 461人 再犯者率 55.9% (461人/825人)

②再犯者の罪種別窃盗犯の割合 58.6% (270人/461人)

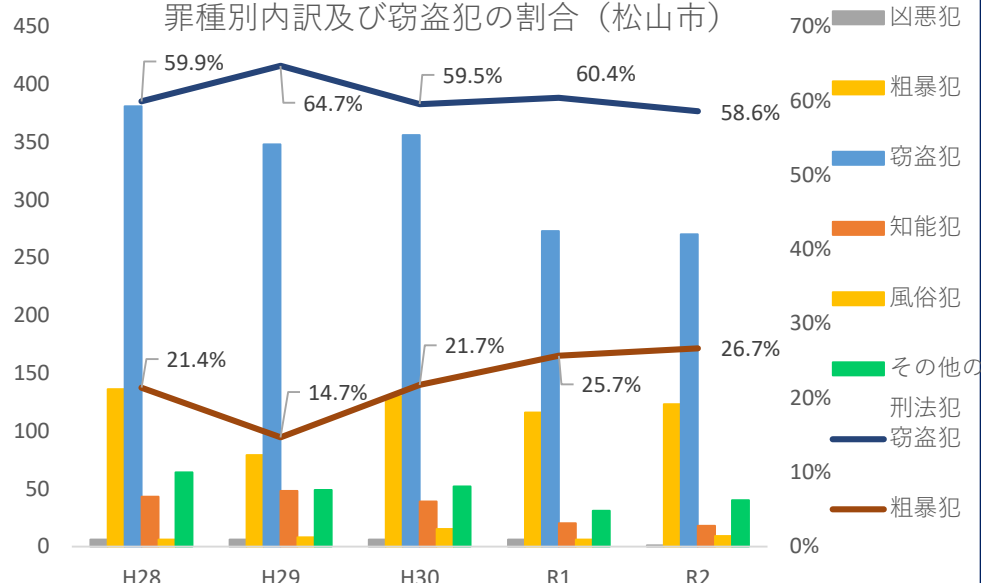
①刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率(松山市)



	H28	H29	H30	R1	R2
刑法犯検挙者数	1,169	1,007	1,092	868	825
再犯者数	636	538	598	452	461
再犯者率	54.4%	53.4%	54.8%	52.1%	55.9%

※近年の検挙者数、再犯者数ともに減少傾向ではあるが、再犯者率は、5割を超える状況で概ね横ばいとなっています。

②刑法犯検挙者数中の再犯者の罪種別内訳及び窃盗犯の割合(松山市)



再犯者数	H28	H29	H30	R1	R2
内訳					
凶悪犯	6	6	6	6	1
粗暴犯	136	79	130	116	123
窃盗犯	381	348	356	273	270
知能犯	43	48	39	20	18
風俗犯	6	8	15	6	9
その他の刑法犯	64	49	52	31	40

※本市の再犯者のうち窃盗犯が、約6割を占めています。

計画の位置付け

- ・再犯防止推進法 第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として、国や県の計画を勘案して策定します。
- ・SDGs (平成27年9月に国連で採択された持続可能な開発目標) の基本理念である「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向け、再犯防止を推進します。

計画の支援対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年又は非行少年であった者等で、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービス、修学等の支援を必要とする者を対象とします。

計画の基本方針

- ①犯罪をした者等が、地域社会で孤立することなく、再び社会の一員になることができるよう「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国、県、更生保護関係団体及び地域の皆さんと連携協力し、再犯防止推進に取り組みます。
- ②経歴、性格、交友関係、性別、年齢、家庭環境、経済的状況等、出所者等の特性に応じた切れ目のない指導及び支援の充実に取り組みます。
- ③犯罪や非行のない明るい社会を目指し、市民の皆さんに再犯防止の取組をわかりやすく広報・啓発し、犯罪に戻らない、戻さない地域社会を築きます。

計画の重点課題と本市の主な取組

重点課題	本市の主な取組
1 就労・住居の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・松山保護観察所と協力・連携した保護観察対象少年の任用の検討 ・農業分野の新規担い手支援事業へのJA等関係機関と連携した農福連携等の推進 ・新たな協力雇用主確保のための社会的評価の向上についての検討及び協力雇用主制度の周知啓発 ・本人確認書類となるマイナンバーカードの申請方法についての情報提供 ・高齢者、障がい者、DV被害者、子育て世帯などで特に住宅に困窮する世帯が優先的に市営住宅に入居できるよう優遇、また、必要に応じ保証人の確保の猶予 ・愛媛県居住支援協議会と連携した住宅の確保に配慮が必要な人への支援の充実
2 保健医療・福祉サービス利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉・子育て相談窓口」での、高齢者や障がいのある人等の保健や福祉に関する総合的な相談や支援 ・薬物依存症者等及びその家族や支援団体に対する相談・支援
3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・非行や問題行動など、18歳までの子どもに関する相談・支援 ・非行等を理由とする修学中断の防止 ・学校等と連携した非行防止の見守り活動・広報啓発活動 ・たばこの害、危険ドラッグ等の薬物乱用防止への啓発、学習会の開催
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談及び男性相談窓口での男女の特性に応じた家族関係や社会での人間関係等の相談や支援 ・非行のある少年等の社会貢献活動への協力
5 民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「矯正展」や「社会を明るくする運動」等への参加を通じた再犯防止への理解促進 ・町内会長や自治会長などを通じた地域での保護司適任者の勧誘 ・市職員の退職者予定者への保護司の推薦や立候補の呼びかけ
6 関係機関、更生保護関係団体等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設への市立中央図書館の除籍本の提供 ・支援が必要な出所者等への手続やサービスの分かりやすい案内 ・松山市再犯防止推進会議の開催や、国や県等の主催する会議での情報共有及びネットワークの形成、連携の推進

計画の推進体制と進捗管理

松山市再犯防止推進会議

(国の関係機関(7) 愛媛県、松山市、学識経験者、更生保護関係団体(5) から構成)

- ・再犯防止への取組の情報共有や、課題等について意見交換を行い、地域社会、協力雇用主、学校、関係事業所等と相互に連携しながら、地域全体で切れ目のない支援への取組を進める。
- ・年度毎に計画の進捗状況を確認する。

連携 ↓↑ 情報共有

再犯防止推進庁内連絡調整会議 (庁内19の関係部署から構成)

- ・関係する事業の進捗管理を行う。

計画の成果指標と目標値

○刑法犯検挙人員中の再犯者数の減少
※基準値から毎年対前年比で5%ずつの減少を目標とする。

基準値：461人 (令和2年実績)



目標値：386人 (令和6年)

本市での主な相談窓口

福祉・子育て相談窓口 (市役所別館 1階)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金相談 ・高齢者相談 ・障がい者に関する総合相談 ・婦人相談、家庭児童相談 ・生活困窮者の自立支援に関する総合相談 ・子育て等に関する相談 ・ひとり親自立支援相談 ・生活困窮者等の就労支援に関する相談
保健予防課 (松山市保健所 1階)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者に関する相談 ・こころの健康相談
総合窓口センター (市民課) (市役所本館 1階)	<ul style="list-style-type: none"> ・住所や戸籍に関する手続 ・マイナンバーに関する手続 ・福祉に関する手続 (一部)
住宅課 (市役所本館 7階)	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅に関する相談 ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅に関する問合せ
教育支援センター事務所 (松山市青少年センター内)	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の児童・生徒の問題行動等対策、不登校対策
子ども総合相談センター事務所 [松山市青少年センター内、松山市保健所・消防合同庁舎内] 余土子ども・子育て施設内	<ul style="list-style-type: none"> ・0～18歳の子どもに関する様々な相談